

添付資料(2)

秋田市太平山スキー場および太平山リゾート公園指定管理者選定審査基準

審査項目	
1 市民の平等な利用が確保されること。	
(1)	利用者の平等な利用が確保される方針になっているか。
(2)	公平・公正な施設提供が確保されているものであるか。
2 公の施設の設置の目的が効果的に達成されること。	
(1)	施設の設置目的に沿い、施設の特徴を最大限に活かした利用促進の方針となっているか。
(2)	施設の運営に関する市民や関係団体等が関与する方策がとられているか。
(3)	現在のサービス水準を維持し、利用者に向けた新たなサービスの提供が図られる内容となっているか。
(4)	利用期間・時間・料金の設定に工夫があるか。
(5)	利用者等のニーズの把握とこれを反映させる具体的な体制が図られているか。
(6)	提案内容が地域発展に貢献するものであるか。
(7)	地域や関係団体、ボランティア等との連携体制が整っているか。
(8)	地域住民を積極的に雇用する姿勢がみられるか。
(9)	利用者の利用上における苦情解決策(トラブルの未然防止と対処方法)が十分検討されているか。
(10)	自主事業の提案内容に太平山周辺の自然と公園施設およびスキー場を活用した集客向上につながる魅力ある企画内容があるか、また、その実現性はどうか。
3 効率的な管理が行われること。	
(1)	収支計画は適正なものであるか、また、その実現性はどうか。 ア 過大な収入(利用者数増や他収入など)を見込むなど、無理又は無謀な収支計画になっていないか。 イ 事業計画実行のために必要な経費が全て計上されているか。
(2)	経費節減に向けた具体的な取り組みがなされているものであるか、また、その実現性はどうか。
(3)	管理運営経費全体に対し、実現性のある方法により申請者の創意工夫がなされているか。
(4)	経費の縮減等が利用者のサービス低下を招いてないか。
(5)	公園施設およびスキー場の各施設間の連携を図り、相乗効果や機能分担を図るなど効率的に一括管理する提案となっているか、また、その実現性はどうか。
(6)	指定管理料の提案額に関する評価

4 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。

- | |
|--|
| (1) 施設および設備に関して適正に維持管理業務を実現するための方針となっているか。 |
| (2) 施設管理に必要な機材等を有し、施設および設備の維持管理の能力があると認められるか。 |
| (3) 管理業務に必要な有資格者が配置されているか、また、人員配置計画は適切か。 |
| (4) 金銭管理、統計処理、分析・検証等の事務処理能力が整っているか。 |
| (5) スキー場の管理実績および公園施設と同種の管理実績が、太平山スキー場やリゾート公園と同規模以上の管理実績となっているか、また、一括管理の実績があるか。 |
| (6) 災害等の緊急時や事故発生時に迅速に対応（責任体制、マニュアル、連絡網等が整備）できる体制となっているか。 |
| (7) 防犯・防災への対策について、十分検討され、確保されているか。 |
| (8) 個人情報適切な管理のための必要な措置が講じられているものであるか。 |
| (9) 職員の資質向上のため、積極的に取り組む内容となっているか。 |
| (10) 申請団体の経営状況や財務状況に問題ないか。 |
| (11) 安定した管理体制を供給できる経営基盤があると認められるか。 |

※1の(1)、(2)が確保されなければ失格となります。

※指定管理者候補の選定に当たっての審査は、公平性および透明性を確保する観点から、秋田市太平山スキー場および太平山リゾート公園指定管理者選定委員会が行います。